

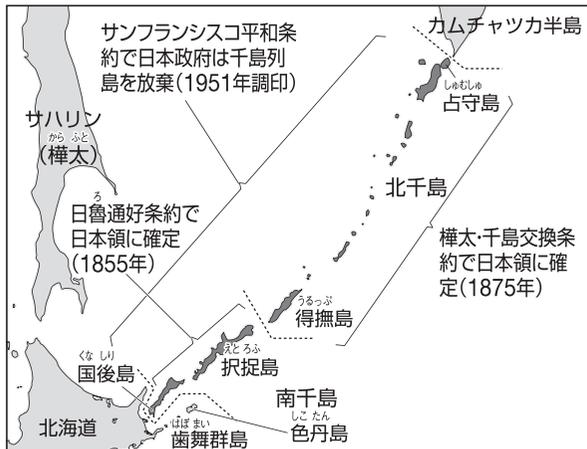


# 日ロ首脳会談 問われる安倍首相

安倍首相はロシアのプーチン大統領との会談(14日、シンガポール)の後、「1956年(の日ソ)共同宣言を基礎として、平和条約交渉を加速させる」ことで「合意」したとのべました。同宣言は平和条約締結後に歯舞群島、色丹島を日本に引き渡すと明記しています。「合意」をどう見ればいいのか。日本共産党の志位和夫委員長は記者会見で2つの大事な点を強調しました(15日)。



択捉島(内閣府のホームページより)



## 私たちはこう考えます 全千島日本の領土です

● 択捉島、国後島の南千島はもちろん、千島列島全体が日本領です。日ロ間で結んだ樺太・千島交換条約(1875年)で確定されています。

### 日ソ連が不法に占有、認めた日本政府

- 日ソ連は「領土不拡大」という第2次世界大戦の戦後処理の大原則を破って、千島を占有しました。
- 日本政府はこれに抗議もせず、千島列島を放棄(1951年、サンフランシスコ講和条約2条C項)。全千島返還の交渉もしていません。

### 千島放棄を再検討し、全千島返還交渉を

- 日本共産党は、戦後処理の不正をただして、千島列島を放棄した条項を破棄し、全千島返還の交渉をするよう提案しています。
- 歯舞、色丹は千島ではなく北海道の一部であり、即時返還されるべきです。

# やつてはならない 「2島で平和条約」

「2島先行」の  
場合は  
中間的条約で

歯舞、色丹は千島でなく北海道の一部です。だから「2島先行返還」はありませんが、その場合は中間的な条約で処理し、平和条約は領土問題が最終的な解決に至った段階で締結すべきです。

平和条約は結んだら国境の画定になり、それ以上の領土返還交渉の道は閉ざされます。歴代日本政府の立場の自己否定、ロシア側の主張への全面屈服にもなりません。「2島返還で平和条約」は絶対やっつてはなりません。

## 国境線が確定。領土返還交渉の道が閉ざされる

領土交渉方針の  
抜本的  
再検討を

60年以上にわたって日ロ領土交渉が前進しなかったのは、「国後島・択捉島は千島にあらず。だから返還せよ」という日本政府の主張が歴史的事実に照らしても国際法にも通用しないからです。

全千島が日本の領土であることは1875年に確定しています。全千島列島の返還を正面から求める交渉を行ってこそ解決の道が開かれます。(左の記事参照)

## 日本共産党

# 「個人の請求権 消滅していない」

河野外相 穀田議員に答弁

韓国の元徴用工4人が新日鉄住金に損害賠償を求めた裁判で、韓国大法院(最高裁)が同社に賠償を求めた判決をめぐる、河野太郎外相は「個人の請求権が消滅したと申し上げる訳ではない」と日本共産党・穀田恵

二衆院議員に答弁しました(14日)。韓国大法院判決について日本政府は日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決」「請求権協定に明白に違反」などと非難していますが、その主張の根拠を失わせるものです。

## 韓国徴用工問題